

埼玉県企業立地魅力紹介動画制作業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県の企業立地魅力紹介動画制作業務

2 委託期間

契約日から令和4年8月12日（金）まで

3 目的

本業務は、主に県外の企業に対し「首都圏の交通の要衝」「効率的なビジネスを展開できる環境」「安心・安全な企業活動の確保」といった本県の立地の魅力をPRすることで、本県の企業立地の促進を図ることを目的とする。

4 想定する用途

(動画)

- (1) 埼玉県が実施する企業立地セミナー等での放映
- (2) 埼玉県が放映又は許可をした媒体での配信（例：WEB含むメディアやSNS）

(素材)

- (1) 県職員名刺等、誘致活動に使用するツール作成
- (2) WEB等での企業立地に関する情報発信

5 委託業務の内容

企業誘致PR動画作成に必要な業務及び付随する業務一式

(1) 制作方針・概要

ア 埼玉県の立地優位性が明瞭かつ簡潔に伝わる内容とすること。なお、以下のようなコンテンツを想定しているが、これに限らない。

- ・ 巨大マーケットに好アクセス（全国の人口の3分の1、約4,400万人（令和2年国勢調査）が暮らす首都圏の巨大マーケットの中心に位置）
- ・ 東日本随一の交通ネットワーク（新幹線6路線と高速道路6本）
- ・ 人材確保に有利な環境（生産年齢人口比率が全国4位（令和2年国勢調査））
- ・ 多種多様な産業や最先端の研究所が集積（理化学研究所をはじめとする多くの研究機関・大学の集積）
- ・ 比較的安価な地価（工業地平均価格の神奈川、東京都との比較）
- ・ 安心・安全な事業活動の確保（台風や地震などの災害が比較的少なく、快晴日数

も全国トップクラスであるなど穏やかな気候)

イ 十分に県及び取材地と連携をとり、定められた予算の中で最大限3の目的を達成できるよう努力すること。

ウ 納品までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。

エ スケジュール表に基づき、進捗状況を適宜、県に報告すること。県への業務進捗状況の報告、または意見交換を主な内容とした打合せを、県の求めに応じ月1回以上開催すること。

(2) PR動画

ア 企画立案

以下の条件に基づき、企画立案をすること。

撮影地・内容	交通量の多い高速道路JCT等、埼玉県での立地優位性が伝わる撮影地を選定し、撮影を行うこと。 県HP (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/ricchiporal.html)を参照のうえ、最新データをもとに必要な項目を入れ込むこと。 埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」及び埼玉県への立地を促すキャッチフレーズを使用したロゴを作成し、動画の最後に掲載すること。
作成本数・尺	作成本数は1本以上とし、尺は1本あたり5分程度とする。 納品の際は1本あたり60秒程度の概要版を加えて納品すること。
テロップ	動画に合わせたテロップを適宜入れること。特に撮影スポット名は確実に入れること。
BGM	動画に合わせたナレーション・BGMを挿入すること。 納品の際は、ナレーション・BGMがないものも納品すること。
使用期限	使用期限を定めない。
規格	画質：4K(3840×2160)及びFHD(1920×1080) ファイル形式：mov及びmp4 フレームレート：60fps以上
その他特記事項	ドローンなど撮影技法を工夫して、効果的なPR動画となるように検討すること。 モデル等出演者を起用して撮影を行う場合は、事前に県あてに協議を行うこと。

イ 撮影

アに基づき、必要な素材を撮影する。

動画撮影については、事前に企業立地課職員と打合せを行うこと。

また、原則として、企業立地課職員立会いのもと、撮影場所のロケハンを実施するこ

と。

なお、埼玉県による写真素材の提供を妨げない。素材の使用については、この委託事業内で使用するのみとし、二次利用を禁じる。

ウ 編集・校正

編集した動画案制作後の校正は、1本につき3回以内とする。

県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

エ 修正

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態まで対応すること。

(3) PR素材

5(2)作成にあたり使用した素材(撮影動画、写真、アニメーション、イラスト、グラフ等)データを納品すること。

埼玉県が編集・加工利用可能なものとし、データ形式については別途協議とする。

(4) 納品

完成後、遅延なく埼玉県産業労働部企業立地課(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号)へ納品する。

なお、PR動画の納品については以下のとおりとする。

ブルーレイディスク(7枚)	一般的な家庭用プレイヤーで再生ができ、またブルーレイディスクドライブ付パソコンで複製が可能な形式にすること。 5分版を4枚、60秒版を3枚に分けること。
DVD(7枚)	一般的な家庭用プレイヤーで再生ができ、またDVDドライブ付パソコンで複製が可能な形式にすること。 5分版を4枚、60秒版を3枚に分けること。
掲載用エンコードデータ一式	movまたはmp4形式での動画配信データとして記録媒体で納品すること。
動画素材データ一式	テロップ等の編集がなされていない動画素材を、movまたはmp4形式で記録媒体で納品すること。
動画の解説またはシナリオ	

(5) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、委託者に提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号)とする。

6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）等は全て県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

なお、本業務における動画や素材に使用した第三者が権利を有する既存資料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

7 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部企業立地課企業誘致担当

電話：048-830-3748